

## 平成 24 年第 10 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 24 年 8 月 27 日（月曜日）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎 3 階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員  
（省略）
- 5 職務のために出席した事務局の職員  
（省略）
- 6 議事日程
  - 第 1 開会
  - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
  - 第 3 会議録署名者の指名
  - 第 4 諸般の報告
    - (1)平成 25 年度岐阜県公立学校教員採用選考試験を視察して(中島教育委員、小野木教育委員)
    - (2)平成 23 年度岐阜市教育委員会決算成果報告について（教育政策課）
    - (3)東長良中学校のプール水が天神川に流出した事故について（学校保健課）
  - 第 5 議事
    - (1)第 44 号議案 岐阜市教育委員会懲戒処分の指針の改正について  
（教育政策課）
    - (2)第 45 号議案 岐阜市重要文化財の指定について（社会教育課）
    - ※(3)第 46 号議案 岐阜市科学館協議会委員の委嘱について（科学館）
    - ※(4)第 47 号議案 岐阜市学校薬剤師の任免について（学校保健課）
    - ※(5)第 48 号議案 岐阜市教育委員会事務局職員の人事について（教育政策課）
    - (6)報第 21 号 平成 24 年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（学校指導課）
    - ※(7)報第 22 号 平成 24 年度岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について（教育政策課）
    - ※(8)報第 23 号 公文書公開請求に対する決定について（学校指導課）
- 7 会議に付した事件  
「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

## 8 議事の経過

午後 1 時 30 分開会

**○後藤委員長** 只今から、平成 24 年第 10 回岐阜市教育委員会定例会を開会します。本日は、5 人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

事務局にお尋ねしますが、本日、傍聴希望者はいますか。

**○関口教育政策課主事** いらっしゃいません。

**○後藤委員長** それではお手元の議事日程をご覧ください。本日は、諸般の報告 3 件、議事のうち議案が 5 件、承認を要する報告が 3 件となっています。秘密会で行うべき案件があるようですが、事務局いかがですか。

**○大塚教育政策課主幹** 第 46 号議案から第 48 号議案及び報第 22 号は人事案件で、報第 23 号は、説明にあたり個人情報が含まれます。以上の議事について、会議の後半にまとめて秘密会で審議をお願いしたいと存じます。

また、第 48 号議案は、職員に対する処分又は事実上の措置に関するものでありまして、本来なら議事の記載の順序に基づく審議をお願いするところですが、説明のために出席する職員を限定したいので、第 48 号議案の審議は報第 23 号の審議の後をお願いしたいと存じます。

**○後藤委員長** 只今、事務局から、第 46 号議案から第 48 号議案、報第 22 号及び報第 23 号について、会議の後半にまとめて秘密会で審議を行い、そのうち、第 48 号議案の審議を最後にしたいという要望がありましたが、ご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

**○後藤委員長** 異議なしとのことですので、これらの議事は秘密会形式にて会議の後半にまとめて審議を行うこととし、また第 48 号議案の審議は最後に行うこととします。

では、日程第 4「諸般の報告」に入ります。報告(1)について、中島教育委員と小野木教育委員から説明をお願いします。

**○中島委員** 先日、教員採用試験を視察させていただきました。昨年度視察さ

せていただいた際には、多くの教育長さん、教育委員さんが大変活発に意見を仰いまして、例えばプレゼンテーションですと、受験生の方が自ら作ったものを発表するのですが、これに関して「それで何が判断できるのか」という意見、「人柄やチームワーク、協調性などが見られるようなものを入れたらどうか」という意見が示されました。

今年度の試験では、そうした意見を採用していただき、これまでにない方法を取り入れていました。受験生の方を4、5人のグループに分けて、グループ討議する際には、小学校5年生の子どもたちが仲良くなるための自己紹介のゲームを考えようという課題が出されました。そこに集まった受験生の方々が色々話し合い、ゲームしたり、グループによりそれぞれ異なったことをしていました。その中で受験生の人柄が見えてきた、服装一つからも個性が出ていた、見どころが沢山あった、という意見が示されました。県教委のそうした新しい取組みを拝見できて、とても有意義でした。

**○後藤委員長** 小野木委員、お願いします。

**○小野木委員** 合格率は4分の1と言いますから、400人参加して100人が採用される、大変狭き門だということを改めて認識しました。人を選ぶということは本当に難しいなと思いました。

その難しさの中で色々と工夫がなされていました。私はプレゼンテーションが面白いなと思いました。課題として様々な状況の事例を用意しておいて、どれを出題するかを5分前に受験生に伝えます。受験生はその課題に対して、自分が先生であったら子どもたちにどのように対応するかを2、3分でプレゼンテーションするのです。以前は前日に課題を教えていたそうですが、今は5分前に知らせるとのことです。受験生が、自分が先生であったら子どもたちにどのように対応するかを5分間で考え、プレゼンするのを見るのです。

私が視察した課題は、夏休み前の最後の大掃除をする時に、子どもたち3人が箒と雑巾をバットとボール代わりにして遊んでいた、先生はその子どもたちをどのように諭すかという課題でした。これを3分間でやれと。私ならうまくできるかなと思いましたが、受験生の方は一生懸命取り組んでいました。こうした取組みは面白いなと思いました。ロールプレイングで、緊張感もありますし、その人の実力も出るかなと思います。

面接の場には、1、2分程度しかいませんでした。面接は大して変わらないだろうと思っていましたが、面接官は学校の先生でなく、企業の人事部といった方々が多いと聞いて驚きました。そうした方法でより広く人を選ぼうとしているのだなと感心いたしました。

いずれにしても本当に一生懸命取り組んでおられる様子を拝見しました。以上です。

○**後藤委員長** 只今、説明がありました報告(1)について、ご質問、ご意見等ございませんか。教育長さん何かございますか。

○**早川教育長** 以前に比べて随分改善されたと思いました。

○**後藤委員長** 他にないようですので、次にまいります。報告(2)について、事務局から説明をお願いします

○**黒田教育政策課庶務係長** 平成 23 年度決算についてご説明申し上げます。表紙に議事日程が記載されている冊子の 2 ページ以降になります。

2 ページは岐阜市全体の決算です。一番下の「歳出合計」の「うち教育委員会所管分①+②」とありますが、うち①の「総務費」は基幹統計調査費と言いまして、文部科学省などに調査を報告するものでございます。そうした事業費が若干あるほか、ほとんどが②の「教育費」です。①②を合計した 137 億 9,161 万 5,620 円が教育委員会分の決算額で、「歳出合計」中の構成比は 9.0%でございます。その右側に平成 22 年度の決算額が載っております。教育委員会所管分は 138 億 2,293 万 327 円、構成比は 8.9%でございました。増減ですが、額は 3,131 万 4,707 円、率は 0.2 ポイントの減となり、概ね横ばいで推移しているところ です。

3 ページは、教育委員会所管分のそれぞれの費目ごとの一覧表です。細かい事業内容につきましては後程触れたいと思います。主なものをご説明申し上げますと、「対 22 年度増減」欄をご覧くださいと思いますが、「小学校建設費」で 1 億 8 千万円の減、目「中学校建設費」で 3 億円の減、「図書館費」で 2 億円の増などがあり、全体としては 3 千万円の減となりました。

「小学校建設費」につきましては、平成 22 年度に太陽光パネル設置などを行いました。「中学校建設費」につきましては、平成 22 年度に境川中学校の共同調理場整備などを行いました。いずれもそうした建設費の影響で減となっております。図書館については平成 23 年度に新図書館の実施設計が行われたところでございます。

4 ページは、財源の内訳です。使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、その他、一般財源などで構成されています。説明は省略いたします。

5 ページ以降の個別の事業の内容について簡単にご説明申し上げます。「事務局費」のうち「これからの岐阜市の教育を考える会」は、昨年 5 月 22 日に市民会館で開催したものでございます。「教育先進国視察」は、10 月 8 日～15 日の間、市長はじめ 11 名でフィンランドを視察したものです。「コミュニティ・スクール」でございますが、平成 23 年度は既設の 5 校に合渡小学校を加えました。「就学前巡回相談事業」は、教育政策課に相談員 1 名を配置し、幼稚園や保育園を巡回して、気になる子どもさんについて保育士、幼稚園教諭の相談を受けるものです。「小中学校の適正規模化・適正配置事業」は、学校の統廃合にかか

る準備経費でございます。

続きまして7ページですが、教育研究所の「人間理解教育」、「色彩教育」、「ICT教育」について学校指導課長から説明をお願いします。

**○大塚学校指導課長** 「人間理解教育」は、教科書の中にあるものではなく、例えば癌細胞が生まれるわけとか、筋肉痛が起こるわけとか、なぜ横腹が痛くなるのかとか、そうした体に関わる不思議についての教育です。最終的には命の授業に繋げていきたいと思えます。人間の体は大変精巧にできています。そうしたことを学習する中で、命の尊厳を学ぶための学習指導資料を作りたいと思えます。そのための取組みでございます。「色彩教育」については、岐阜市で色彩学会が行われた際に、色彩に関わる学習も必要ではないかということで、1つは教員を対象に、色の不思議として、科学的、文学的、全部含めた色に関わる研修を行っています。もう1つは子どもたちが対象ですが、加藤栄三・東一記念美術館や県の美術館の様々な作品をアートカードにさせてもらって、図工の授業で鑑賞するとか、或いは鑑賞以外にも用いるといった取組みをしています。「ICT教育」については、学校教育公表会等でも紹介しました「iプリント」とか「プリッと！」といった取組みが主となっています。

**○黒田教育政策課庶務係長** 続きまして教育研究所の「緊急地震速報配信事業」ですが、小中学校及び特別支援学校において緊急地震速報を受信するための整備を行いました。(仮称)総合教育支援センターについては、設置検討委員会を設けるとともに、整備として実施設計を行いました。

続きまして9ページですが、「1/2成人式」事業について、平成22年度は29校でしたが、23年度は48校全校で行いました。

「人権同和教育推進用冊子作成」についての説明をお願いします。

**○大塚学校指導課長** 人権教育に関する取組みとしては、1つは人権推進校として、黒野小学校と岐北中学校ですが、学校の研究主題として人権教育にも重点を置いています。そうした取組みを毎年冊子にまとめておきまして、これを市内の全小中学校に配って人権教育の参考資料としています。もう1つはブロック別の人権同和教育です。いじめもそうですし、男女差別、障がい者への差別、色々な人権に関わる問題についてブロックごとに研究を行っています。毎年か一度、それぞれの学校が人権教育に関する学校発表を行っています。

そうしたブロックごとの取組みのほか、教育委員会では、社会科での人権の扱いとして、歴史における人権同和問題を取り上げたり、総合的な学習、こちらも毎年シリーズで作成、使用しておりますが、そうした取組みもでございます。

**○黒田教育政策課庶務係長** 続きまして10ページです。「小学校建設費」の「校舎増築」でございますが、鶉小学校の建設を平成23年度から24年度にかけて

実施しております。「校舎改築」の長良西小学校につきましては、老朽化した北舎を改築する基本計画を策定したところでございます。「改修・改造」の「大規模改修」は、本郷小学校、現在の明郷小学校の校舎を、統合に伴い大規模改修しているところでございます。

続きまして 12 ページの「中学校教育振興費」でございます。「立志の集い」事業ですが、平成 23 年度は全 22 校において実施しました。平成 22 年度は 7 校で実施です。これは中学 2 年生で行います。先ほどの「2 分の 1 成人式」は小学 4 年生です。

13 ページの「中学校建設費」ですが、岐阜中央中学校の建設を平成 22 年度から 23 年度にかけて実施しました。

14 ページ「高等学校管理費」の「管理運営」ですが、「耐震補強」として西舎の耐震補強工事を行いました。

17 ページの「幼稚園管理費」の「建設」のうち「園舎増築」ですが、平成 26 年度の（仮称）幼児教育センターの設立に向けまして、加納幼稚園の園舎の増設を行うための実施設計を行ったものです。

18 ページの「社会教育総務費」ですが、「団体助成」としまして、女性の会連絡協議会ほかについて社会教育課長から説明をお願いします。

**○内堀社会教育課長** 社会教育課です。女性の会連絡協議会は、婦人会連合会が前身でございまして、平成 18 年度に今の名称に改められました。岐阜市内の 50 地区のうち 11 地区が加盟しておりまして、会員数は約 4,300 人となっております。会は講演会などを通して会員の教養の向上に関する事業、会員相互の連絡・連携、地域社会貢献事業などを行っております。PTA 連合会は、市内小中学校の連合体で、PTA 活動の促進のために各種事業を行っております。「視聴覚連絡協議会事業費補助金ほか」については、1 件でなく、視聴覚連絡協議会の事業とその他 6 団体の運営の補助を合わせたものです。視聴覚連絡協議会が 31 万円のうち 10 万円でございます。その他に各種文化財保護団体が 6 団体ございまして、合わせて 21 万円です。視聴覚連絡協議会は 20 地区にございまして、地域の催し物などにおきまして、撮影を通じた啓発活動を進めています。今年が国体の年で、市の視聴覚連絡協議会が国体のイベントの記録撮影に協力すると聞いております。女性の会連絡協議会、PTA 連合会、視聴覚連絡協議会には、それぞれ県、国の上位団体があります。

**○黒田教育政策課庶務係長** 続きまして 19 ページ「文化財保護費」の「保存整備」の「国指定史跡 岐阜城跡保存管理」でございまして、平成 23 年 2 月に国から史跡指定を受けましたので、平成 23 年度は保存管理計画を策定しました。「織田信長公居館跡発掘活用事業」でございまして、こちらについては千疊敷の発掘調査を行うとともに、信長学フォーラム、信長塾などを開催しました。

20 ページの「青少年育成費」の中の「少年センター」の「放課後居場所づく

り事業」は、長良の NPO 法人に対して助成を行い、放課後居場所のない児童、生徒を受け入れる事業でございます。「青少年国際交流」の「青少年国際教育夢プロジェクト」につきましては、中学生から参加者を募りまして、昨年度はモンゴルに研修派遣を行いました。

23 ページの「公民館費」の「公民館建設」の「京町公民館建設」は、岐阜中央中学校の体育館と合築して京町公民館を建設したものでございます。「鶉公民館建設」は現在建設中でございます。

24 ページの「科学館費」の「展示」の中の「特別展」ですが、昨年度は「探検アマゾン生き物ランド」を実施しております。

27 ページの「図書館費」の「教育活動」につきまして、図書館長から説明をお願いします。

**○石原図書館長** 図書館でございます。「教育活動」の「読み聞かせ教室・朗読教室」はアナウンサーが講師を務め、皆さんに講読の楽しさを知っていただく講座で、5 回開催しました。「おはなし会」というのは本館、分館、各図書室で司書が子どもさんを集めて絵本を読み聞かせる事業です。「文学講座」につきましては、読書サークル協議会が中心になりまして、月に 3 回、歴史、古典、現代文学の講座を実施しました。年 36 回の講座を開きました。「特別おはなし会、児童向けイベント」につきましては、おはなし会のほかにパネルシアターや紙芝居等を実施しまして、「おはなし会」とは別の会です。「親子のふれあい「絵本といっしょ」事業」は、中、北、南の保健センターを司書と職員が訪問し、10 か月検診を受けられる乳幼児と保護者に絵本の楽しさを知っていただくため、絵本を読み聞かせるという事業でございます。

**○黒田教育政策課庶務係長** 続きまして「建設」でございますが、岐阜大学医学部等跡地整備において現在建設中の（仮称）中央図書館の基本・実施設計を行ったものでございます。

続きまして 28 ページの「歴史博物館費」の「展覧会」の「特別展」ですが、昨年度は「国宝 薬師寺展」を行いました。

29 ページの「保健体育総務費」の「学校保健」の「薬についての教育」研究事業」でございますが、薬の飲み方、薬物乱用などについての研究を行いました。また「性に関する教育」推進事業」として産婦人科の先生を中学校などに派遣して研修などを行っています。

31 ページの「体育大会開催派遣助成」のうち「開催負担金」に「3 件」とありますが、そのうちの 1 件は「高橋尚子杯ぎふ清流マラソン大会」の負担金で 600 万円ほど支出しました。「子ども遊び場管理運営」の「子ども遊び場数」について、市民体育課長から説明をお願いします。

**○上松市民体育課長** 市民体育課です。子どもを交通事故から守り、屋外で伸

び伸びと遊ぶことができる広場を作ることを目的として作られたものでございます。内規は昭和 56 年に作られておりますが、それ以前から子ども遊び場を設置しております。昨年 2 か所を廃止しまして、229 か所となっております。なお、昨年度は遊具点検をした結果、676 基の遊具のうち 210 基が遊具として不適切な状況にあるということで撤去させていただきました。今年度、新たな遊具の設置について地元と調整を図っているところです。

○**黒田教育政策課庶務係長** 続きまして 32 ページの「市民体育施設費」ですが、総合体育館などの管理運営費です。

33 ページにつきましては、育英資金貸付金でございますが、生活に余裕のない児童、生徒に対して高校、大学などへの就学資金や入学準備金の貸付をするものであります。説明は以上でございます。

○**後藤委員長** 只今、説明がありました報告(2)について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○**中島委員** 20 ページの少年センターの「放課後居場所づくり事業」について、NPO への助成金ということですが、毎年ですか。

○**水谷少年センター所長** 昨年度は国から補助を受けて助成しました。

○**黒田教育政策課庶務係長** 昨年度は県から 10 分の 10 で助成をいただけまして、岐阜市もこの額で助成したということでございます。今年度からは県の補助金がなくなりましたが、別の留守家庭などの国の助成金を活用することができますので、そちらの財源を活用し、今年度は若干額を精査し、継続しております。

○**中島委員** わかりました。ありがとうございます。

○**小野木委員** 11 ページに中学校の生徒数が載っているのですが、増えているのですね。

○**後藤委員長** そうですね。今一時だけ増えていますね。

○**小野木委員** 少子化ということで減っているのではないですか。

○**後藤委員長** 若干増えていますね。

○**小野木委員** 一時的にこのようになっているのですか。小学生は減っていま



すね。

○**後藤委員長** 昭和 22 年から 24 年くらいのベビーブーム、いわゆる団塊の世代と言われている方の子どもの一番のピークが昭和 48 年頃です。恐らくその子どもたちがここに該当するのではないのでしょうか。

○**小野木委員** この中学生に該当しているのですか。

○**島塚事務局長** 岐阜市で小中学生が一番多かったのが昭和 56 年、1981 年から 1982 年に 5 万 6 千人くらいでした。今は 3 万 3 千人くらいです。大きな流れとしては下がっていますが、岐阜市は減少傾向にブレーキがかかっている状況です。

○**小野木委員** 小学生は減っていますね。

○**島塚事務局長** 柳津と合併した時にちょっと増えましたが、岐阜市については減少傾向の中でややブレーキがかかっているという状況です。

○**長原事務局次長** 今ベビーブームの孫の世代がきています。

○**小野木委員** 中学生はこれから減っていくのですね。

○**早川教育長** 高校再編に関して、中学生数は平成 30 年までそれほど変わらないと言われています。30 年を超えるとかなり減ります。県は 30 年以降にもう一度公立高校の見直しをやらなければならないと考えています。

○**小野木委員** この中学生が高校を卒業してからですね。

○**早川教育長** そうですね。その後ですね。

○**中島委員** 18 ページの「団体助成」が気になります。女性の会連絡協議会は婦人会だとお聞きしたのですが、これはどういう関係で教育委員会が助成するのでしょうか。先ほどの説明では、会員の教養の向上に関する事業や会誌発行を行っているということですが、子どもたちに何か還元していただいているのでしょうか。

○**内堀社会教育課長** 学童登下校の見守り、地域の子育て支援ですとか、高齢者支援活動などに協力をしております。

○**中島委員** そういう団体さんは他にもたくさんありますよね。なぜここだけなのでしょうか。

○**後藤委員長** 先ほど婦人会の名残だと言われましたが、ずっとそれが続いているのでしょうか。

○**中島委員** 見直しも何もないのでしょうか。

○**内堀社会教育課長** 定期監査の指摘を受け、補助金額を今の額に見直しするとともに、運営補助から事業補助に切り替え、より事業に即した補助に改めました。

○**後藤委員長** 同じく視聴覚連絡協議会の他の 6 団体というのは、具体的に为什么呢。

○**内堀社会教育課長** 中山道加納宿文化保存会という史跡加納城跡を中心とした団体があります。そこに 1 万円。他に琴塚顕彰協会、琴塚古墳に関する団体、そこに 4 万円。中将姫請願桜保存会、ここに 4 万円。元町 1 丁目織田塚保存会、1 万円。旧柳津町の高桑太鼓保存会、市の指定文化財ですがその保存会に 3 万円。石原の大日如来の保存会に 1 万円。合計すると 21 万円になります。

○**後藤委員長** はい、わかりました。

○**中島委員** そうなると女性の会連絡協議会の 30 万円というのは大きいですね。

○**後藤委員長** 1 つ勉強のために教えてください。先ほど 3 ページで小学校建設費についてお話しいただきましたが、執行率が 77%、前年度は 79%となっています。入札か何かの関係でこれだけダウンするのですか。

○**黒田教育政策課庶務係長** そうです。契約差金が大きいです。予算額に対して設計額が低く、更にそこへ入札で率が下がります。

○**後藤委員長** わかりました。他の執行率は大体 90%くらいですが、ここだけ低いので気になりました。

○**中島委員** もう 1 つだけよろしいですか。27 ページの図書館で、教育活動の説明を聞きましたが、この予算は何に使われるのですか。人件費ですか。

○**石原図書館長** 教育活動の予算ですが、報償費の講師謝金、その他ボランテ

ィアさんに来ていただく謝金として 1 千円の図書カードをお送りしています。それが 64 万 5 千円。絵本と資料で、60 万円余。残りは消耗品費でございます。

○中島委員 はい、ありがとうございます。

○後藤委員長 他はよろしいでしょうか。他にないようですので、次にまいります。報告(3)について、事務局から説明をお願いします

○小栗学校保健課長 8月20日に岐阜市立東長良中学校のプール排水が天神川に流入し、魚がへい死しました。この事故について報告いたします。資料は別冊1です。

2か月前の6月18日に岐阜清流中学校で同様の事故があり、その直後に学校を指導したばかりでした。

夏休みに入り、中学校プールは部活動以外では休みでした。8月19日に、東長良中の教諭が、生えていた藻を除去しようと、殺菌消毒剤1袋2kgのものを5袋入れました。また、しばらくの間使われていなかったため水が減っていたとして注水を行い、そのまま帰ってしまいました。

プールにはろ過装置が付いていましたが、装置には、稼働を続けて詰まったごみを自動で洗う「逆洗」の機能がありました。この逆洗の際に、前日投入した大量の殺菌消毒剤が排水溝に流出し、天神川に流れ込み、約500匹の魚が死んでしまいました。

「事故の発生までの経緯」ですが、この学校は8月16日にも消毒をしました。その際も藻を確認しています。保健体育課教諭はその旨連絡を受けましたが、プールの状況を確認しませんでした。その後8月19日に教諭がプールに沢山の殺菌消毒剤を投入して事故に至りました。

「事故に至った要因」ですが、殺菌消毒剤を入れて高濃度塩素殺菌を行うことをスーパークロリネーションと言いまして、これについては以前から、講習会資料に塩素の濃度を5から10mg/l、5から10ppmくらいで行うと記載し、また講習会で指導をしています。仮にプールの水を400tとすると、殺菌消毒剤5袋入れた場合の濃度は20ppm程度になりますが、実際に指定の濃度にするためには、1袋から2袋入れれば充分でした。教諭にこうした殺菌消毒剤についての知識が不足していたことが事故の1つ目の要因です。

2つ目の要因は、ろ過装置の自動逆洗、排出です。これについても講習会で説明していますが、教諭の理解が不十分でした。自動逆洗のタイマーが2日に1回作動するように設定されていたことが認識されていなかったのです。

3つ目の要因としまして、講習会での理解不足と伝達講習会のあり方に問題があったことです。今回偶々だったと思いますが、私どもが5月に東長良中へ講習に行った際に、プール担当者が別件で忙しいとして、初任の教諭が講習に来ました。この方は、その後岐阜清流中で同様の事件が起きた際に臨時で実施し

た講習会にも出席しました。それぞれの講習について、各学校で、出席できなかった先生を対象として伝達講習を実施してもらいましたが、ろ過装置の自動逆洗がいつ作動するのかを、伝達講習で確認していませんでした。伝え方に問題があったのではないかと考えられます。

4つ目の要因は、危機管理意識が低かったこと、殺菌消毒剤がどれほど危険なものであるか、どのように使えばよいかという意識が低かったことです。平成23年6月に城西小で同様の事故がありました。城西小でも消毒剤をプールに8kg投入し、それが自動逆洗で川に流れ込み魚が死んでしまいました。その事故が教訓として活かされませんでした。

教育委員会は、今回の事故が起きた20日と翌日21日に、市内全小中学校に文書を配信しました。24日には東長良中において市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の安全衛生担当者を集めて再度講習会を実施しました。この講習会には自然環境課の職員を呼び、自然環境課による講習も実施しました。なぜ自然環境課に依頼したかと言うと、1つは河川で魚がへい死した場合、最初に市役所の自然環境課に連絡が入ります。自然環境課の職員が河川に行って原因を探ります。水質汚濁防止法の運用を担当しているからです。もう1つは、教育委員会と違って、自然環境課から見ると学校は一事業所で、教育委員会は当事者です。以上の理由で講習をしてもらいました。

講習会の内容は資料3ページの四角枠に記載されています。1番目は、大量の薬剤を投入する場合の注意事項、これはろ過装置の使い方です。最初にろ過装置を停止してから薬剤を入れます。また、水がオーバーフローしないようにすること、排水する時は残留塩素を測定してから排出することを指導しました。

2番目は、ろ過装置の設定を再度確認するように指導しました。確認する手順ですが、学校側が始業前にろ過装置を点検します。点検表の中に設定の時間が書いてありますので、それで点検するのです。

3番目と4番目は自然環境課からの指摘です。機械室内の排水経路を絵に描いて、そのうち排水の部分だけを赤く塗って貼ったらどうかという指摘と、機械に操作手順を表示したり、排水バルブにもう一度塩素濃度を測定するなどの注意喚起を表示したらどうかという指摘を、学校に伝えました。今後、9月以降に表示がきちんと貼られているか、学校保健課と自然環境課で各学校を巡回して確認するとともに、ろ過装置についての説明も実施していきたいと考えています。

先の岐阜清流中の事故の際に、事故後の対策を4点報告しましたが、まだ発生してから間もなかったので、今回改めて進捗状況を報告します。1番目に、各学校で伝達講習を確実にやるべきこととしていますが、学校で作成する点検表に、伝達講習を行った日時を記入する欄を設け、記入を学校訪問の際に確認することとしました。

2番目に、学校の職員全員が排水経路を確認できているかについては、先の岐阜清流中の講習会において、経路がどうなっているか、機械操作はどうなって

いるかを確認するよう指導し、各校から伝達講習会に関する報告書を提出させました。

3 番目ですが、先の岐阜清流中は早田川に近く、排出された高濃度の殺菌消毒剤の濃度が減少することなく川に流入し魚がへい死したので、プールの排水を下水道へ放流できないかについて検討する旨お話ししました。早田川沿いの 4 校については、教育施設課の協力のもと、排水経路の調査を行いました。プール本体については、工事に多額の費用がかかるということで検討中であります。

4 番目に、毎年、プールの使用前に業者が機械の点検に来ますが、学校の職員自身がそこに立ち会い確認をするようにという指導です。保守点検業者にこのことについてもう一度依頼する予定です。

5 ページ以降は、さる 8 月 24 日に緊急プール安全衛生管理講習会を行った際の資料です。内容を簡単にご説明申し上げますと、1 つは、内水面漁業調整規則がある他県では、同様の事件が起きた際、これに違反したとして学校の教頭と教諭が書類送検されています。それくらい重大な事故であるということの説明しました。もう 1 つは、プール薬剤が使用を誤ると危険なものであるということです。特に水棲生物に対して強い毒性があります。学校で使われている薬剤は第 2 類の医薬品です。使用を誤ると今回のように環境を破壊することになると言って注意を促しました。

7 ページの「事故の再発防止」ですが、1 番目は、スーパークロリネーションの手順の徹底で、最初にろ過装置の電源を切る、プールに適正な量の殺菌消毒剤を入れる、注水をしない、残留塩素濃度を測定して、高い場合は中和剤、蒸留酸ナトリウムを使用して中和し、ろ過装置の電源を入れることを指導しました。

2 番目は、ろ過装置の作動時間、逆洗時間について確認することです。業者がプール使用前に点検を行い、点検書が学校に提出されます。その中に、時間の設定がいつからいつまでとか、逆洗が何時から始まるのか、逆洗の水の量がどれくらいといったことが記入されます。それを確認するよう指導しました。

9 ページはこれまでの事故とその対策です。10 ページは表示の指導で、1 つ目は学校に排水経路の図を掲示すること、機械室内に表示することをお願いしました。2 つ目は、バルブのレバーそのものに「とじる」「ひらく」や注意喚起の文言を入れていただくことです。3 つ目は、スーパークロリネーションを行ったら先ほどの操作方法を書いたものをわかりやすいところに貼っていただくことです。以上 3 つを指導いたしました。説明は以上です。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました報告(3)について、ご質問、ご意見等ございませんか。

**○小野木委員** 排水担当者は学校に何人かいらっしゃるのですか。

○**小栗学校保健課長** 小学校と中学校で若干異なります。小学校は全職員です。中学校は保健体育科の先生が管理しています。

○**小野木委員** 全職員で管理する方法に無理があると思います。これだけの事故を起こしているということは、皆がやらなければいけない行為について、残念ながら責任感が希薄になっているのではないのでしょうか。殺菌消毒剤を扱いますので、専門の担当をしっかりと決める、責任者がそれをやるという形にしないといけません。全員がやるというのに全員が何も知らない、責任感が希薄になっているように思います。大変大きな問題だと思います。

また、講習会をやるだけでなく、理解をしているかどうかというテストをやって、ある程度の点数で受からないと担当者になれない、というようにしなければいけないと思います。

排水処理は、一つ間違えば環境汚染になります。企業でも大変大きな問題です。そのあたりの認識が、お話を聞いている限りでは少し甘いのではないかと思います。

○**早川教育長** 火元責任者はきちんと掲示していますが、プールの管理責任者は決めてありますか。

○**後藤委員長** ありますね。

○**早川教育長** 東長良中は誰だったのですか。

○**小栗学校保健課長** 保健体育科の教諭です。

○**早川教育長** 今小野木委員が仰った専門家の位置づけを、火元責任者と同列でなく、グレードアップしてやった方が良いかもしれません。

とにかく 5 袋入れるというのは異常です。ふつう 2 袋ぐらいなのですから。しかも量らずに流してしまうことが日常的に行われているのです。更にその担当に、その時岐阜清流中のことを思い出したかと尋ねたら、思い出していないと言っています。全く意識がありません。そうした状況の中で起きたことです。

○**小野木委員** この殺菌消毒剤の保管もしっかりしなければいけないと思います。鍵がかかる所に入っているかどうかなど。

○**小栗学校保健課長** プールの機械室に鍵がありまして、鍵をかけて出入りをしています。その中の箱に入っています。

○**小野木委員** 企業では、危険物保管庫のようなものを作っています。それは

単なる機械室でなく、危険物の保管庫ですので扱える人間は限られてきます。そうして一般の人が触れないようにしています。そういう意識はものすごく大事だと思います。

**○後藤委員長** 今小野木委員さんが仰られたように、学校には殺菌消毒剤に限らず、管理すべき物がたくさんあると思います。例えば理科で言いますと毒薬や劇薬を扱います。その他保健室にもそうした類の物がございます。先ほど火元責任者という言葉が出ましたが、一度色々なものの管理のあり方をご指導いただくことも大事ではないかと思えます。

同じことを繰り返すということは、どこかで空回りしているのだと思えます。その背景を今回捉えたと思えます。今後様々な場面で見直しの機会を設けていただくと、次に繋がるのではないかと思えます。よろしくお願ひします。

続きまして、日程第 5 の議事に移ります。第 44 号議案について、事務局から説明をお願いします。

**○大塚教育政策課主幹** 資料の 35 ページです。第 44 号議案「岐阜市教育委員会懲戒処分の指針の改正について」でございませう。指針の本文は 38 ページにあります。38 ページ一番下の「第 2 懲戒処分の種類」をご覧ください。

地方公務員の懲戒とは、任命権者が地方公共団体の規律と公務執行の秩序維持を目的として、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者に相応しくない非行があった職員に対して、地方公務員法の規定に基づき、道義的責任を問うために行う行政上の処罰です。具体的には「免職」「停職」「減給」「戒告」の 4 種類があります。

懲戒の手続き、効果は、地方公務員法の規定により条例で定めることとなりますが、普段から職員の行為を律するとともに、具体的な事案について職員を適切に処分するためには、どのような行為が懲戒事由に該当するのか、どの処分をどの程度課すべきかという指針をあらかじめ定めておく必要があります。このため岐阜市では、懲戒処分の指針を定め、市長が任命する職員に対して適用することとしています。これを受けまして、教育委員会におきましても平成 18 年に先の市長部局の指針と内容で、岐阜市教育委員会の職員を対象とする指針を定めました。この度、市長部局の指針が改正されたのに合わせ、教育委員会の指針を改正したいと考え、本日お諮りをするものであります。

なお、学校の教職員のうち、県が定める教職員定数に基づき配置される、いわゆる県費負担教職員については、任命権者である県が別途懲戒処分を行いますので、今回お示した指針は、これら以外の者に対して適用されることとなります。

改正の要点を 36～37 ページにお示ししております。要点は、パワーハラスメントの追加、体罰とセクシャル・ハラスメントに関する文言の整理、新たに非違行為を行った職員に所属長への報告義務を課すこと、公表すべき処分等の範

困の拡大の4点でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**後藤委員長** 只今、説明がありました第44号議案について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○**小野木委員** 第3の「減給及び戒告」を「減給又は戒告」に修正したというのは、どちらかということですね。

○**清水教育政策課管理係長** 全ての項目が本来「減給又は戒告」、「免職又は何々」という書き方をしなければいけません。前回18年に作成した際に、ここだけ「及び」と間違えて記述されました。これを今回きちんと改めさせていただきます。他の部分は全て「又は」になっています。

○**小野木委員** もう一つ、セクシャル・ハラスメントの「イ」の部分に「身体的接触」とあります。「身体的接触」というのは色々あると思うのですが、このように「身体的接触」と書かれているということは、触るだけで駄目なのでしょうか。

○**清水教育政策課管理係長** セクシャル・ハラスメントの判断は、相手の受け取り方によりますので、非常に難しいものがあります。

○**小野木委員** 前のものは「わいせつな言辞」とか「性的な内容」とかありますのでわかりやすいのですが、ここだけ「身体的接触」になっています。例えば手を握るだけでも駄目なのですか。

○**矢島委員** 嫌がられたら駄目ですね。

○**後藤委員長** いじめと一緒にですね。相手の精神的苦痛が伴う場合ということですね。

○**小野木委員** 学校の先生は一切触ってはいけないということになってしまいます。

○**矢島委員** 嫌がられなかったら問題ありません。

○**小野木委員** それはわかりません。

○**矢島委員** セクシャル・ハラスメントはそういうものですね。



○**小野木委員** ここに「身体的接触」と書いてあると、一切駄目だと受け取らざるを得ないのではないですか。

○**矢島委員** これは40ページにあるのが元なのではないですか。

○**清水教育政策課管理係長** それが元になっています。同じ注釈をつけておりましたので、その注釈を省略するように直したということです。「以下「わいせつな何々」ということが繰り返して書かれていました。

○**矢島委員** ともかくも「相手の意に反することを認識の上で」と書いてあるので良いのではないのでしょうか。

○**後藤委員長** 相手が嫌がっているのをわかってということですね。

○**後藤委員長** こういう表現は色々なものに使用しているのですか。

○**矢島委員** そうですね。厚生労働省の指針ですともっと厳しいですね。「女性を性的な目で見ること」とか「性的な対象としてのみ考える」などと書いてあります。

○**小野木委員** 「性的な」という文言が入っていればわかるのですが。ここだけは「身体的接触」と書いてありますから、先生は一切子どもたちに身体的な接触というのができないということかと思いますが。

○**中島委員** 「元気か」と肩を触ることも、相手が嫌だと思えば駄目になってしまいますね。

○**小野木委員** そういうように受け取れてしまいますね。

○**矢島委員** 相手が不快に思わなければ駄目ではありません。

○**小野木委員** 先生にそれを判断しなさいというのは無理ですよ。

○**矢島委員** 判断しなければいけませんね。

○**早川教育長** これくらいにしておいた方が暴走しなくていいのかもしれない。

○**小野木委員** 今は基本的には、先生は子どもに触らないと指導されているの

ですか。

○**早川教育長** 体罰はいけませんが、教師によっては女の子の肩を触ったりする人がいて、女の子が嫌がったりします。スキンシップだというのはですが。

○**小野木委員** スキンシップは必要だというのもありますね。

○**後藤委員長** どういう人間関係の上で事がなされるかということですね。

○**中島委員** 先生のお腹を触りに行く中学生もいます。本当に先生との関係ですね。

○**後藤委員長** このように表現しなければならない社会になったことを残念に思いますが、実際に精神的な苦痛を持つという人がいるということの現れですね。

○**小野木委員** 「相手に苦痛を与えるような身体的接触」と書いてはいけないのですか。

○**後藤委員長** 「身体的接触」の頭に何も付いていないのがちょっと問題でしょうか。

○**早川教育長** これは基本的に市長部局のものをそのまま流用しているので、教育委員会だけそれを変えるというのは本来的には望ましくないということがあります。

○**中島委員** 大人対大人ではないですね。

○**清水教育政策課管理係長** 職員同士については40ページ「第3 標準例」「一般サービス関係」の(13)になります。それとは別に44ページが園児、児童及び生徒という位置づけになります。

○**早川教育長** これは教育委員会独自のものですね。

○**清水教育政策課管理係長** はい。

○**小野木委員** こちらは「身体的接触」という言葉は入っていないですね。では、今回の修正の部分は先生が先生に対してということですか。

○**清水教育政策課管理係長** 今回の修正の部分は、44 ページの「6」の「(2)セクシャル・ハラスメント」の中の「イ」の部分に注釈が入っていたのを 36 ページのように直しましたということです。

○**長原事務局次長** 前は 44 ページに「身体的接触」も入っていたということです。

○**清水教育政策課管理係長** 40 ページの(13)の「イ」で、「相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)」と定義しています。その後 44 ページで同じ文言でもう一度定義しています。前で定義をしているので後は定義した言葉を使えばよく、そのように修正いたしました。

○**小野木委員** 「相手の意に反することを認識の上で」というのが全部にかかっているのですね。「相手の意に反することを認識の上で身体的接触」となるわけですね。

○**清水教育政策課管理係長** はい。

○**中島委員** 40 ページの(13)の「イ」は、職員同士ですよ。同じ文言を教育委員会の子どもたちに向けてのところにも使いますよということで略したけども、身体というのは大人同士であればわかりますが、子どもと先生の間で身体に触る、触らないというのは、ちょっとそぐわないと思うのですが、市長部局のものと合わせないと駄目なのですよ。

○**後藤委員長** これは「身体的接触」が「性的な言動」というのにつながるのではないですか。

○**矢島委員** そうですね。

○**後藤委員長** だから「性的な言動」でなければ「身体的接触」はいいのではないですか。そういう意味ではないですか。もちろん認識の上でということもありますが、「性的な言動」という言葉が全部にかかるのではないですか。

○**矢島委員** かかるのでしょけれど、「身体的接触」自体が「性的な言動」で、相手の意に反した時には、という定義なのでしょう。

○**後藤委員長** このようにまとめられているのは、「わいせつな言辭等の性的な

言動」なので全部にかかっているのでしょう。今小野木委員さんが仰られたのは、教員の子どもたちに対する日頃の言動、行為全てがかかるといように捉えられてしまう部分がないかということ懸念されて仰られたわけですね。そういう誤解を抱かないように表現されていると一番いいですね。

**○矢島委員** この言い方はどこから引用した文言だと思います。厚労省の指針とかにセクシャル・ハラスメントについてありますが、そういうものをそのまま持ってきているとすると、直しようもないのかなと思います。

**○後藤委員長** 大人対大人のことが、いわゆる教え子と教師という関係に即当ではまるかどうか、その辺りが今一番懸念する部分ですね。そこが明確になるといいということです。

**○矢島委員** ただ、相手が嫌がっているのに子どもの頭をなでたり、肩をたたいたりする教師はいますよね。

**○後藤委員長** 私が見る限りは特定だと思いますが。多くの教師はそのようなことはないと思います。

**○早川教育長** 淫行の場合であれば即刻ということがありますが、セクハラの場合は双方の言い分をきちんと調査して、合致するところを探さないといけません。双方を離しておけばよく、即刻ということはありません。そうした事件があった時に、これくらいの文言があった方が抑止力としてはいいかもしれません。

**○後藤委員長** 今色々と討議されたことも、ここの「イ」に反映できるようによろしく願いしたいと思います。その他ございませんか。

**○早川教育長** 45 ページの「第 6 懲戒処分等の公表」「4 公表の時期及び方法」「(2) 公表は、報道機関への資料提供により行う。」というのは、記者会見をやっても構わないということですよ。資料提供ということだけですか。

**○清水教育政策課管理係長** 記者発表も含めたものです。

**○早川教育長** わかりました。学校教育にかかわることは、それ以上のことであれば記者会見をやらざるを得ないですね。

**○後藤委員長** その他よろしいですか。ないようですからお諮りします。第 44 号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議の

ない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、第 44 号議案については原案のとおり決することとします。続きまして第 45 号議案について、事務局から説明をお願いします。

**○内堀社会教育課長** 社会教育課です。49 ページをご覧ください。第 45 号議案についてご説明申し上げます。「岐阜市重要文化財の指定について」でございます。

文化財保護法第 182 条第 2 項及び岐阜市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、岐阜市教育委員会は、岐阜市内に所在する有形文化財のうち、市にとって重要なものを所有者の同意を得て、岐阜市重要文化財に指定することができることとされております。

なお、条例第 29 条第 1 項第 1 項の規定により、岐阜市教育委員会は、岐阜市重要文化財の指定についてあらかじめ岐阜市文化財審議会に諮問しなければならないとされております。

第 45 号議案の 2 件につきましては、所有者である美江寺の申請に基づきまして、平成 24 年 8 月 20 日に開催されました平成 24 年度第 1 回岐阜市文化財審議会において指定審議がなされた結果、2 件いずれも指定に値するとの建議をいただきました。そこで本日お諮り申し上げる次第であります。以上でございます。よろしく申し上げます。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました第 45 号議案について、ご質問、ご意見ございませんか。

(委員への確認)

**○後藤委員長** ないようですからお諮りします。第 45 号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

**○後藤委員長** ご異議ないようですので、第 45 号議案については原案のとおり決することとします。続きまして報第 21 号について、事務局から説明をお願いします。

**○大塚学校指導課長** 資料は 53～54 ページになります。9 月議会に補正予算案として「子どものための消費者教育推進事業」を出す予定をしております。その予算案について報告をし、承認を求めるものです。

消費者行政は、消費者が安心して商品を購入したり、サービスを受けたりすることができる社会を目指して、消費者がトラブルに遭わないように広報・啓発したり、トラブルの際の相談窓口を設け、その解決を図るものですが、消費者行政を推進し、市町村を集中的に支援するために「消費者行政活性化基金」が設けられています。この活性化基金の活用期間が平成 21 年から 24 年までの 4 年間ということで、岐阜県に 3 億 7,750 万円の交付金があり、平成 24 年 6 月現在で 8,253 万円の残があります。この基金を使おうとするものです。

消費者行政に関して、学校教育では消費者教育という取り組みをしていますが、昨年度、平成 24 年 2 月 22 日から 23 日に文部科学省の主催で「消費者教育フェスタ in 岐阜」という取り組みが行われ、長良東小学校、東長良中学校等を会場として開催をしました。これには県外から 800 名程度が参加し、多数の企業や消費者団体によるワークショップ、授業を実施して、地域における協働・連携による消費者教育推進のきっかけづくりとなりました。

今回取組もうとしているのは、先ほど申し上げた活性化基金の補助 10 分の 10 を受けて、昨年度の「消費者教育フェスタ in 岐阜」の取組みを市内の他校にも広げていこうとするものです。

事業概要でございますが、市内の小中学校から応募のあった 4 校で、各校の計画した体験学習、講演会を実施する予定です。また、子ども市の教育委員会が主催して、市内の 10 校ほどを対象に、ナポレオンズというマジシャンによる講演会及び消費者教育の講座を実施しようとするものでございます。

各校の取り組みは 54 ページに書いてありますが、島小学校で言いますと、ユネスコスクールということで、枝豆が採れる地域でございますので、その枝豆を取組みのきっかけにして、食と消費を通じた世界の繋がりを学ぶとか、長良西小学校ですと「元気生活の創造」、長良東小は昨年度に引き続き「消費者教育フェスタ in 長良東」、東長良中は「賢い消費者になるための基礎講座」、市内の小中 10 校につきましては「かしこい消費者になるために」ということで、著名な方々をお呼びして、講演会や学習等をしていくということです。以上です。

**○後藤委員長** 只今、説明がありました報第 21 号について、ご質問、ご意見ございませんか。

**○早川教育長** こういう企画があるから学校から計画を出しなさいと言っているのですが、これだけしか出てきていないのが問題です。もっとアイデアを出して、やれることがあるでしょうと思うのですが。

**○後藤委員長** 本当ですね。私もそれを尋ねようと思っていました。

○**中島委員** 今デート商法がすごく多いです。若い女の子に顔のいい男が寄っていく、若い男の子にすごく綺麗な女の子が寄って行って、色々なものを買ってもらいます。

○**小野木委員** お年寄りが色々な商売でひっかかってしまうのと同じですね。

○**矢島委員** デート商法は小学生に話しても、というのはありますね。

○**中島委員** 中学生や高校生には本当に意味があると思います。

○**矢島委員** そうですね。

○**早川教育長** 加害者になってもいけません。

○**中島委員** そうですね。加害者にもなってはいけません。

○**後藤委員長** その他よろしいでしょうか。ないようですからお諮りします。報第 21 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手確認)

○**後藤委員長** ご異議ないようですので、報第 21 号については原案のとおり決することとします。

最後に次回以降の定例会の日程を確認したいと思います。次回の定例会は、9 月 21 日、金曜日、午後 1 時 30 分から教育長室にて行いますので、よろしくお願います。

次に 10 月から 12 月の定例会の日程を決めたいと思います。10 月は 31 日、水曜日、午前 9 時 30 分から、11 月は 20 日、火曜日、午前 9 時 30 分から、12 月は 25 日、火曜日、午後 1 時 30 分からでお願いします。

続いて秘密会形式で審議をいたします。事務局は準備を願います。

(削除)

○**後藤委員長** 以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 30 分閉会